

## 県民税利子割特別徴収義務者の皆様へ

### 県民税利子割に関する届出・申告納入について

#### 1 埼玉県内で利子等の支払いをする場合

埼玉県内に設置した営業所等で県民税利子割の課税対象となる利子等の支払いを行うこととなった場合は、埼玉県税条例第 3 0 条の 9 の規定により県民税利子割の「特別徴収義務者」になります。

次の 2、3 の手続きが必要ですので、忘れずをお願いします。

なお、県民税利子割の課税対象となる金融商品は下表のとおりです。

#### 2 「利子割に係る営業所等設置等の届出書」の提出

県民税利子割の対象となる利子の支払いを行うこととなった場合、「利子割に係る営業所等設置等の届出書」を埼玉県自動車税事務所へご提出ください。

届出書が到着し次第、特別徴収義務者番号及び納入申告書を郵送にてお送りいたします。なお、納入期限が近くお手続きをお急ぎの方は、下記 4 の連絡先までご連絡ください。

※税務署への申告とともに、埼玉県（自動車税事務所）への届出も忘れずをお願いします。

※「利子割に係る営業所等設置等の届出書」は、以下からダウンロードしてください。

[埼玉県HP総合トップ](#) > [くらし・環境](#) > [税金](#) > [申請・手続き](#) > [各種申請申告様式のダウンロード](#)

#### 3 県民税利子割の申告納入について

##### (1) 利子割の特別徴収・申告納入期限

県民税利子割の特別徴収義務者は、その月に支払った利子等から県民税利子割を特別徴収し、下記 (3) により、1 か月分をまとめて申告納入してください。

なお、申告納入期限は、利子等の支払いを行った月の翌月 1 0 日（その日が土曜日、日曜日、国民の祝日である場合は翌営業日）です。

##### (2) 納入申告書の作成

県民税利子割の特別徴収義務者は、支払った利子等の種類に応じて、次の 3 種類別に納入申告書を作成し、銀行等へ申告納入してください。

ア 公社債利子等の県民税利子割特別徴収税額計算書（特定公社債以外）

(第12号の4様式)

イ 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の県民税利子割特別徴収税額  
計算書（第12号の4の2様式）

ウ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の県民税利子割特別徴収税額計算書  
（第12号の4の3様式）

※納入申告書は、

埼玉県HP総合トップ > くらし・環境 > 税金 > 申請・手続き

> 各種申請申告様式のダウンロードからダウンロード、

または、下記4の連絡先までご請求ください。

※納入申告書の記載例は、平成28年1月1日以降支払い分は5～7ページを、

平成27年12月31日以前支払い分は8～10ページをご覧ください。

### （3）納付場所

県民税利子割の特別徴収義務者は、以下の金融機関に特別徴収した利子割を納付し納入申告書を提出してください。

ア 埼玉県内の銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、中央労働金庫の本・支店（所）

イ 埼玉県外の埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、千葉銀行、きらぼし銀行、八十二銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行、東京スター銀行、しのめ信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、朝日信用金庫、東京東信用金庫、亀有信用金庫、足立成和信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巢鴨信用金庫、青梅信用金庫及び中央労働金庫の本・支店

ウ 全国のゆうちょ銀行・郵便局（納期限内のものに限る。）

ただし、納付書にPay-easy（ペイジー）マークが記載されていない場合は、埼玉県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行・郵便局に限ります。

## 4 連絡先

県民税利子割に関する届出、申告納入については、以下へお問い合わせください。

埼玉県自動車税事務所 諸税担当

〒330-0844

さいたま市大宮区下町3-8-3

電話 048-658-0235

※平成28年1月4日、上記住所に移転しました。電話番号は移転前と変更ありません。

(表) 県民税利子割の課税対象となる金融商品・使用する納入申告書

【平成28年1月1日以降支払分】

県民税利子割の課税対象必要となる「利子等」は、次のとおり所得税法・租税特別措置法において源泉分離課税の対象とされる利子等と同じです。

ただし、国債・地方債などの「特定公社債等」(注)の利子等は、利子割から除外し、県民税配当割で課税・特別徴収されます。

金融商品の種類		使用する納入申告書
コード		
01	特定公社債以外の公社債の利子	第12号の4様式 ※2種類以上ある場合は、 金融商品ごとに別々に 作成してください。
02	銀行預金利子	
03	銀行以外の金融機関の預貯金利子	
04	勤務先預金等の利子	
05	合同運用信託の収益の分配	
06	公社債投資信託のうち <b>公募公社債投資信託以外</b> の収益の分配	
07	郵便貯金利子	
08	国外一般公社債等の利子等	
09	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	
10	<b>私募</b> 公社債等運用投資信託の収益の分配	第12号の4の2様式 ※2種類以上ある場合は、 金融商品ごとに別々に 作成してください。
11	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で <b>公募以外のもの</b>	
12	国外 <b>私募</b> 公社債等運用投資信託等収益の分配	
13	懸賞金付預貯金等	第12号の4の3様式 ※2種類以上ある場合は、 金融商品ごとに別々に 作成してください
14	定期積金	
15	掛金	
16	抵当証券	
17	貴金属等売買	
18	外貨建預貯金等	
19	一時払保険等	

注：特定公社債等とは、「特定公社債」（国債、地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債）、「公募公社債投資信託の受益権」及び「特定目的信託（公募に限る。）の社債的受益権」のことをいいます。

(参考)【平成27年12月31日以前支払分】

県民税利子割の課税対象必要となる「利子等」は、次のとおり所得税法・租税特別措置法において源泉分離課税の対象とされる利子等と同じです。

金融商品の種類		使用する納入申告書
コード		
01	公社債利子	旧第12号の4様式 ※2種類以上ある場合は、 金融商品ごとに別々に 作成してください。
02	銀行預金利子	
03	銀行以外の金融機関の預貯金利子	
04	勤務先預金等の利子	
05	合同運用信託の収益の分配	
06	公社債投資信託の収益の分配	
07	郵便貯金利子	
08	公募公社債等運用投資信託の収益の分配	
09	国外公社債等の利子等	
10	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	
11	私募公社債等運用投資信託の収益の分配	旧第12号の4の2様式 ※2種類以上ある場合は、 金融商品ごとに別々に 作成してください。
12	社債的受益証券の収益の分配	
13	国外私募公社債等運用投資信託等収益の分配	
14	懸賞金付預貯金等	旧第12号の4の3様式 ※2種類以上ある場合は、 金融商品ごとに別々に 作成してください
15	定期積金	
16	掛金	
17	抵当証券	
18	貴金属等売買	
19	外貨建預貯金等	
20	一時払保険等	

【県民税利子割納入申告書 記載例】

※以下の記載例は、平成28年1月1日以降に支払われる利子等についての納入申告書です。

○「公社債利子等の県民税利子割特別徴収税額計算書（第12号の4様式）」（特定公社債等以外）

金融商品をチェックします。  
二種類以上ある場合は別々に作成してください。

一致します。

利子等の支払いをした年月を記載してください。

忘れずに記入してください。

公社債利子等の県民税  
利子割特別徴収税額計算書

種別

01 特定公社債以外の公社債の利子

02 銀行預金利子

03 銀行以外の金融機関の預貯金利子

04 勤務先預金等の利子

05 合同運用信託の収益の分配

06 公社債投資信託の収益の分配

07 郵便貯金利子

08 国外一般公社債等の利子等

09 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益

区分

課税	区分	支払額					税額											
		十億	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	円				
11				1	2	0	0	0	0	0				4	9	8	8	1
12	非居住者								5	0	0	0						
13	その他																	
14	計			1	2	0	5	0	0	0				4	9	8	8	1

摘要

一致します。  
なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。

県民税利子割  
納入申告書

(宛先) 埼玉県知事

平成 28 年 01 月 分

平成 28 年 2 月 10 日 提出

特別徴収義務者番号

001234567

特別徴収義務者

比企郡ときがわ町〇〇1234番地

〇〇木材株式会社

(所属) 経理課

(電話) 0493-XX-0000

業種

01 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

口座番号 00160-5-960410

加入者名 埼玉県県税事務所長

支私金額 01

特別徴収税額 02

(延滞金) 03

納入金額合計 04

課税事務所 自動車税 事務所

(取りまとめ店) 埼玉りそな銀行

(取りまとめ局)

上記のとおり利子割の納入について  
申告します。

法人番号(13桁)を忘れずに記入してください。



※以下の記載例は、平成28年1月1日以降に支払われる利子等についての納入申告書です。

○「懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の県民税利子割特別徴収税額計算書（第12号の4の3様式）」

二種類以上ある場合は別々に作成してください。										一致します。										利子等の支払いをした年月を記載してください。										忘れずに記入してください。																													
懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の県民税利子割特別徴収税額計算書										県民税利子割納入申告書										(宛先)埼玉 県知事										(県・管)所在地及び名称 〒361-0000																													
懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、 抵当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預貯金等の為替差益、一時私養老保険、一時私損害保険等の差益										平成 28 年 03 月 分										特別徴収者 行田市〇〇4-9 △△信用組合 (所属) 経理課 (電話) 048-XXX-0000										△△信用組合の印																													
平成 28 年 4 月 11 日提出										特別徴収義務者番号										取業 法人番号(13ケタ)を忘れずに記入してください。																																							
区分										支 払 額										税 額										特別徴収義務者番号										取業 法人番号																			
⑬ 懸賞金付預貯金等										11										21										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
⑭ 定期積金										12										22										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
⑮ 掛 金										13										23										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
⑯ 抵当証券										14										24										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
⑰ 貴金属等売買										15										25										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
⑱ 外貨建預貯金等										16										26										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
⑲ 一時私保険等										17										27										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
非居住者										18										28										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
その他										19										29										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
計										20										28										0 0 3 4 5 6 7 8 9										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																			
摘要																																																											
										支 払 金 額										01										支 払 金 額										01																			
										特別徴収税額										02										特別徴収税額										02																			
										(延滞金)										03										(延滞金)										03																			
										納入金額合計										04										納入金額合計										04																			
課税事務所										自動車税										事務所										課税事務所										自動車税										事務所									
(取りまとめ店)										埼玉りそな銀行										受										(取りまとめ店)										埼玉りそな銀行										受									
(取りまとめ局)																														(取りまとめ局)																													
上記のとおり利子割の納入申告します。										一致します。										一致します。										一致します。																													
										なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。										なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。										なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。																													
																														(県税係長)																													

【 参考 旧様式の記載例 】

※以下の記載例は、平成27年12月31日までに支払われる利子等についての納入申告書です。  
平成28年1月1日以降に支払われる利子等について、以下の様式は使用しないでください。

○「公社債利子等の県民税利子割特別徴収税額計算書（旧第12号の4様式）」

金融商品をチェックします。  
二種類以上ある場合は別々に作成してください。

一致します。

利子等の支払いをした年月を記載してください。

忘れずに記入してください

公社債利子等の県民税  
利子割特別徴収税額計算書

種別

<input type="checkbox"/> 01 公社債利子	<input type="checkbox"/> 06 公社債投資信託の収益の分配
<input checked="" type="checkbox"/> 02 銀行預金利子	<input type="checkbox"/> 07 郵便貯金利子
<input type="checkbox"/> 03 銀行以外の金融機関の預貯金利子	<input type="checkbox"/> 08 公債公社債等運用投資信託の収益の分配
<input type="checkbox"/> 04 勤務先預金等の利子	<input type="checkbox"/> 09 国外公社債等の利子
<input type="checkbox"/> 05 合同運用信託の収益の分配	<input type="checkbox"/> 10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益

一致します。

県民税利子割  
納入申告書

(宛先)埼玉県知事		県(管)所在地及び名称 〒 000-0000	
平成 27 年 1 2 月分	特別徴収者	さいたま市浦和区高砂3-14-21	
平成 28 年 1 月 10 日提出	取業	コトバンク信用金庫浦和支店	
特別徴収義務者番号	取扱所	コトバンク信用金庫浦和支店の印	
0 0 1 2 3 4 5 6 7	管等	(電話) 048-824-2111	
処理事項	口座番号	加入者名	埼玉県県税事務所長
支払金額	01	十億千百十	万千百十円
特別徴収税額	02		3 4 7 8 0 1
(延滞金)	03		1 7 3 7 6
納入金額合計	04		1 7 3 7 6
課税事務所	自動車税	事務所	
(取りまとめ店)	埼玉りそな銀行		
(取りまとめ局)			
上記のとおり利子割の納入について 申告します。			
(県税保管)			

区分	支 払 額				税 額			
	十億	千	百	十	十億	千	百	十
課 税	11							
非課税	12							
計	14							

一致します。  
なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。

※以下の記載例は、平成27年12月31日までに支払われる利子等についての納入申告書です。

○「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の県民税利子割特別徴収税額計算書（旧第12号の4の2様式）」

金融商品をチェックします。  
二種類以上ある場合は別々に作成してください。

一致します。

利子等の支払いをした年月を記載してください。

忘れずに記入してください。

私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の県民税利子割特別徴収税額計算書

種別

11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配

12 社債的受益証券の収益の分配

13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配

区分	課税	支払額					税額										
		十億	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	円			
11					1	6	7	3	5	7				8	3	5	9
非課税	非居住者・外国人									7	8						
	その他									2	1	1					
計					1	6	7	6	4	6				8	3	5	9

摘要

一致します。  
なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。

（宛先）埼玉県知事

特別徴収者  
川越市新宿町1-1-1  
川越第三証券(株)

平成27年11月11日提出

特別徴収義務者番号  
002345678

（県）所在地及び名称 〒350-1124  
川越第三証券の印

取業級所  
電話 048-824-2111

口座番号 0060-5-960410 加入者名 埼玉県税事務所長

支払金額	01	十億	千	百	十	万	千	百	十	円		
支払金額					1	6	7	3	5	7		
特別徴収税額									8	3	5	9
(延滞金)												
納入金額合計									8	3	5	9

課税事務所 自動車税事務所  
(取りまとめ店) 埼玉りそな銀行  
(取りまとめ局)

上記のとおり利子割の納入について  
申告します。  
(県税保管)

受付印

※以下の記載例は、平成27年12月31日までに支払われる利子等についての納入申告書です。

○「懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の県民税利子割特別徴収税額計算書（旧第12号の4の3様式）」

金融商品をチェックします。 二種類以上ある場合は別々に作成してください。		一致します。		利子等の支払いをした年月を記載してください。		忘れずに記入してください。	
懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の県民税 利子割特別徴収税額計算書		県民税利子割 納入申告書		(宛先)埼玉県知事		(県)所在地及び名称 〒 330-9301	
種類 懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、 抵当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預 貯金等の為替差益、一時払養老保険・一時払損害保険等の差益		平成 27 年 08 月分		特別徴収 義務者 熊谷市銀座1-2-3		コトノ農業協同組合 熊谷駅前支店	
区分		支払額		税額		特別徴収義務者番号	
課税		十億 千 百 十 万 千 百 十 円		十億 千 百 十 万 千 百 十 円		取業 扱所 管等 コトノ農業協同組合 熊谷駅前支店 (電話) 048-830-2657	
⑭ 懸賞金付預貯金等		11		21		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
⑮ 定期積金		12		22		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
⑯ 掛金		13		23		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
⑰ 抵当証券		14		24		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
⑱ 貴金属等売買		15		25		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
㉑ 外貨建預貯金等		16		26		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
㉒ 一時払保険等		17		27		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
非課税 非居住者・外国法人		18		28		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
その他		19		29		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
計		20		28		0 0 3 4 5 6 7 8 9	
摘要		一致します。 なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。		処理事項		口座番号 00160-5-960410 加入者名 埼玉県県税事務局長	
				支払金額		01 十億 千 百 十 万 千 百 十 円	
				特別徴収税額		02 2 3 4 5 6 7 8	
				(延滞金)		03 1 1 7 1 9 1	
				納入金額合計		04 1 1 7 1 9 1	
				課税事務所		自動車税 事務所	
				(取りまとめ店)		埼玉県りそな銀行	
				(取りまとめ局)			
				上記のとおり利子割の納入について 申告します。		受付印	
						(県税保管)	